

# 法の近代化の三次元

石川英昭

## 前書き

2012年11月21日から12月1日まで、華東政法大学（上海、中国）で客員研究員として滞在する機会を得た。その時偶然にも時期が重なって、11月28日から30日まで、華東政法大学松江キャンパスにおいて、同大学とソウル大学（韓国）との共催で、「法律翻訳と法律移植」というテーマで国際学術研討会が開催され、私にも参加の要請があった。しかし、私は該テーマの専門的な研究を行っておらず、「法の近代化」についての一般的な内容の報告でも構わないならという条件で、発表を行った。

本稿は、そこでの簡単な報告原稿を下に、それを若干敷衍して、論述したものである。

尚、研討会での報告そのものについては、その研討会で提出した中文及び英訳を付して示しておく。

## 1. 本論における諸概念について

本論は、主としては、「法の近代化」についての抽象的・一般的な主張を展開するものである。先ず議論の前提となる幾つかの用語について、私自身の定義を示しておきたい。

或る国に何らかの法秩序 (legal order) が存在するとして、その法秩序には「法体系」(legal system、以下 ls と略記する。)が存在するとともに、その「法体系」を支える「法基盤」(legal base、以下 lb と略記する。)が存在していると考えられる。「法体系」とは実定法の集合体であるが、「法基盤」とは、法観念、法意識、さらには社会慣習などから成る集合体であると、私は考える。中国では20年ほど前から議論されてきたが、「法文化（法律文化）」(legal culture、

以下 lc と略記する。) <sup>1</sup> という概念は、これら「法体系」と「法基盤」とから構成される全体であると、ここでは考えておく。

A 国が B 国の法を移植するという事象は、様々な状況で捉える事ができる。それを最も単純な形で示すならば、A 国法文化と B 国法文化とが融合して、新しい法文化を創り出す事象である、ということになる。

即ち、A (lc) + B (lc) → C (lc) となる。

私の用語を使えば、A (ls, lb) + B (ls, lb) → C (ls, lb) となる。

日本では、北海道大学の長谷川晃教授が、このような事象の解明の為に、言語学や文化人類学等で用いられている「クレオール」(Creole) という用語を導入して、新しい分析の道を開かれている。<sup>2</sup>

法の近代化という事象は、固有法 (indigenous Law、以下 iL と略記する。) に近代法 (modern Law、以下 mL と略記する。) が移植され新しい法文化が生まれてくる事象である。勿論、それぞれの法に法体系と法基盤とが存在することになるので、一般的には下のように表記できよう。

iL (ls, lb) + mL (ls, lb) → new lc

しかし、法の近代化と言えるには、単に法体系の融合だけでは不十分であって、近代法の基盤 (modern Law base、以下 mLb と略記する。) が、特に重要なのは「法の支配」や「人権」の観念或いは意識が、受容されていることが必須である。言い換えれば、近代化された法体系は国によって様々な形が考えられるが、当該国の法文化が近代法化されているかどうかの基準は、二つの法体系のクレオールが成立していることではなく、その法基盤として「法の支配」及び「人権」という観念或いは意識が存在しているかどうかであると、私は考えている。

以下では、以上の概念規定及び図式を前提にして、私の考える法の近代化の三つの次元について述べてゆく。

---

1 例えば、梁治平編『法学的文化解釈』(三聯書店、1994)、武樹臣 等著『中国伝統法律文化』(北京大学出版会、1994)、石川英昭「中国における法思想史研究の現状と課題」法制史研究46号、1997。

2 北大法学論集、58 (3)、2007。長谷川晃編著『法のクレオール序説』(北海道大学出版会、2012)。

## 2. 法の近代化の三次元

### (1) 理想型

固有法が近代化されるという事態は、二つの法体系が融合され新しい法文化が創り出される、即ちクレオール化されることではあるが、しかし、上述の通り、そこで形成された新しい法文化は、近代法の基盤 (mLb) によって支えられていなければならない。従って、それは、以下のように表記できる。

$$iL (ls, lb) + mL (ls, lb) \rightarrow new lc (new ls, mLb)$$

我々は、この第一の次元を法の近代化の謂わば理想型あるいは歴史的発展型と考えることができよう。

### (2) 法の戦略的布置

この第二の次元は、次のように示すことができる。

$$iL (lc) + mL (lc) \rightarrow iL (lc) + mL (lc)$$

この次元を、確かに、我々は法の近代化の第一の次元である法的クレオールに到る過渡的なものと考えられることもできよう。しかし、私はこれを第一の次元とはまったく異なった性質の次元として理解している。

法の戦略的布置とは、一国の中で、固有法と近代法とが共にその居場所を意図的に与えられている事態である。より明確に言うなら、固有法文化が意図的に居場所を与えられているという事態である。意図的とは、政府及び議会が固有法体系の廃止を決断すればいつでも廃止できるにもかかわらず、何らかの思惑によって維持されているという状況を指している。<sup>3</sup>

勿論、固有法体系が廃されるならば、一般的には、それを支えていた固有法基盤 (indigenous Law base、以下 iLb と略記する。) も無くなることになるが、しかしその法基盤は、固有法体系が無くなった後もしばらくは残存することになるかもしれない。それでも、政府及び議会が、さらには国民が、法の近代化の第一の次元に向けて日々努力を続けるなら、いつの日か法基盤の近代化も実現されよう。従って、固有法の基盤だけがずっと持続的に残り続けるという事

---

3 少数民族が、自らの慣行を意図的に維持する状況については、モン族を事例とした次の研究を参照せよ。吉井千周「マイノリティの固有法とその社会の法化現象についての研究—モン族を事例として—」(博士論文、2012年)。

態は、確かにここでの第二の次元との区別が明確にし難い事態であるとは言え、しかし又後述の通り、別の次元として、すなわち第三の次元として理解しなければならないと、私は考えている。

第二の次元に話を戻せば、例えば、国連は日本に対して、男女差別、雇用機会の不平等、子供の権利の侵害等の存在を、常に指摘し続けている。<sup>4</sup> 又、この論文を書いている現在でも、最高裁の判決が出され、言論の自由についての判例の変更がなされた。<sup>5</sup> それでも尚、言論の自由の制限への批判は続いているし、国連からの勧告も続くであろう。

又、日本では明治期以後の近代化の中で、民法の分野では「家長権」が、刑法の分野では「尊属殺」が規定されていた。「家長権」については、戦後の改正民法の成立と共に家制度及び戸主は廃止されたし、「尊属殺」は、1973年最高裁により重罰規定が違憲とされ、1995年改正刑法において削除されている。現在の日本では共に廃されているので、私たちはこれらが規定されていた当時の状況を過渡的現象として理解することも可能である。しかし、これらの規定は、現在でも残されていると考えることが可能な場面が存在しているし、また状況次第ではそのまま戦略的に残されていた可能性もあった。

即ち、子供に対するDVについては、民法上の親権の強さが問題になっているが、その背景には旧来の「家長権的親権」の残像があり、なかなか親権をめぐる法改正が進まない状況にある。それは、何らかの意図で子供の権利が無視され続けているということでもある。同じく、男女差別や、雇用関係問題についても、一部法の改正や制定は為されても、所謂「ざる法」であって、効果的な法律が制定されているわけではなく、実質的には放置され続けていると言えよう。

「尊属殺」については、違憲判決を出した最高裁判決において判事の内8人は殺人罪とは別に尊属殺規定を設けること自体は合憲であるとしていた。つまり1995年刑法改正までは、特にそれが廃されることなく維持されていたことは、全く予想外の事態であったということではなく、意図的に残されていたのであ

---

4 国連人権理事会（旧人権委員会）やILOから出されている勧告を見よ。

5 2012年12月7日最高裁第二小法廷判決（国家公務員法違反事案） 本件では日本における表現の自由権の貧しさが問われている。

る。

さらに又、死刑制度は日本でも依然として維持されている。近代法基盤では、人権が重要であると指摘したが、特に生命、財産、思想信条の自由の権利が、その中核となる。ところで、死刑制度は、人の生命への権利に対する重大な侵害である。しかし、今のところ日本では死刑制度が廃止されることは考えられない。国民の大勢が死刑廃止に反対であることは、死刑廃止を実施した諸国の状況に鑑みれば、それを存続する理由とはならない。<sup>6</sup>

確かに、これらの事態も過渡的現象と考えることもできるが、私はこれらを戦略的布置と判断している。何故なら、これまた前述の通り、これらの点については、政府及び議会が決断しさえすれば、いつでも近代法基盤の法規を制定することが可能であるにもかかわらず、放置され続けているからである。

このような事態は、近代法文化の中に固有法文化が作り出している染み或いは汚点であって、我々はこの染みを無視することはできないであろう。何故ならこの染みは、子供や女性そして労働者の権利の軽視、命の軽視という形で、近代法文化の法基盤を、狭くは国民の法意識を密かに侵食し続けることになるからである。

### (3) 偽装された近代法化

この第三の次元は、次のように示すことが出来る。

$$iL (lc) + mL (lc) \rightarrow \text{new or modern } l_s, iLb$$

この次元は、或る国に近代法体系が導入され、その法文化は表面的には近代法化されているように見えるが、しかしそこでの法基盤は固有法のそれが維持されているという事態である。逆から表現すると、法体系は近代化されていても、近代法の基盤が、特に法の支配及び人権という観念・意識が受容されていないという事態である。

例えば「事実婚」「内縁」の存在は、大正期においては前述の「家長権」に発する現象として理解できるが、今日においても尚「内縁」が存在することに

---

6 寺中誠「死刑は、政治的意思によって廃止できる」182-188頁（特に185-187頁）、世界、2008年9月号、岩波書店。

については、個々の事情や権利意識の変化とともに、その社会的、或いは社会心理的要因にも依然として注意する必要がある。7又、前述の通り、子供に対する親のDVについても、そこに「家長権的親権」の意識が現れていると見ることも出来よう。

或いは、日本の裁判官は、刑事被告の社会的地位を理由にして情状を酌量することが通常である。日本の国民は、これについてさしたる疑問を抱いているとは思えない。しかし、これは、私から見れば、封建的な「官位抵罪」(官位によって罪を贖う)という事態と同じように思える。或いは、保釈金制度についても、見方を変えれば、金銭によって罪を贖う、という制度でしかない。8

さらに又、日本では、医者や国会議員・地方議員の行為に関して、処罰規定のない所謂「倫理規定」がしばしば制定されている。国民はこのことについても全く疑問を持っていなように思われる。確かに、我々は、この場面を良い方に考えれば、自分を律することのできる人には刑罰は不要であるという意味で理解することもできよう。しかし、これまた、私には、古代儒家の「刑は大夫に上らず」という思想9の現代版にしか見えない。

人々が近代法体系を受容していても、その法基盤を受容されていない事態は、極めて深刻である。勿論、この事態も、謂わば過渡期の現象と見ることもできよう。しかし、前述の通り、私はこの次元も第一の次元から明確に区別されなければならないと考えている。加えて、私は、日本、そして中国や韓国において、人々、特に為政者が、法の支配及び人権の観念を受容することに関して、悲観的である。10

第二の次元については、該国民は、自国の状況を注意深く観察すれば、固有法文化の存在を目に見える形で知ることが可能である。しかし、第三の次元は、例えば欧米先進国の国民においては、彼らの法体系は当然近代法であるため、

---

7 「内縁」「事実婚」については、今日では複雑な状況が存在する。棚村政行『結婚の法律学 [第2版]』147頁以下(有斐閣、2006)。しかし、今日においても、親の反対、家風という発想等が残存していることも、否定はできないであろう。

8 この制度は、言い換えれば、洋の東西を問わず、裁判が支配者の収入源であったことの残滓であると考えられる。

9 石川英昭『中国古代礼法思想の研究』61, 68頁(創文社、2003)。

10 石川英昭「中国における社会治安政策の展開とその基礎観念」鹿大法学論集、42巻1・2号、pp.105-120、(2008)。

その法基盤が近代法化されていないことを自覚すること或いは意識化することは、極めて困難なことになる。自分たちの法意識、法観念が、真に「人権」を擁護するものとなっているのか、「法の支配」を受け容れているのか、それを自覚することには、相当の覚醒が必要となろう。例えば、アメリカにおける人種差別に端を発した公民権運動、或いはジェンダー論、などは、謂わば少数者又は弱者という「内なる外」からの運動に始まるものであったように、多数者が自覚的に動いて生まれたものではない。さらには、前述の情状酌量、保釈金については、欧米の国々でもさほど問題にされない。確かに、これらの事態が、第二の次元に属するのか第三の次元に属するかについては判断が難しい。しかし、固有法基盤の存在の意識化可能性という視点を取り入れるならば、その区別は可能であると、私は考えている。

私は、法の近代化の問題を緻密に考察して行くには、以上の三つの次元を区別しなければならないと考えている。そして、我々は、法の近代化の後者の二つの次元が第一の次元の過渡的形態では決してないということを十分に理解しなければならない。さもなければ、我々は第二及び第三の次元の本質を見失うことになる。その本質とは、第一の次元は、法の近代化に向けて、推進する方向性を持っているが、第二、第三の次元は、それを阻害する、或いは拒否する方向性を持っていることである。

### 3. 補足

以上ここで論じた法の近代化の三つの次元は、上で引用した事例でも分かるように、いずれかの国にいずれか一つの次元が当てはまるということを主張するものではない。現実のどこかの国で起きている法の近代化という事態は、これら三つの次元の輻輳した事態となっていることが、実際であろう。その意味では、現実の国に起きている事態は、全てクレオール化或いは理想型化への過渡期であると言って良い。

私がこの三つを区別すべきであると主張するのは、或る国が本気で法の近代化に向かうつもりなら、自国の状況を正確に理解しなければならず、その為にはこの三つの次元の区別が必要であると考えているからである。

尚、法の近代化を妨げる一般的、そして中国的要因については、本研究会で

の張教授の報告<sup>11</sup>が詳しい。そこでは、阻害要因として、当該国の法文化やその歴史が重要な要因として考えられている。それについては、筆者も同感であるが、さらに政治的要因が有ることも、考えなければならないであろう。第二、第三の次元では、こちらの要因が、極めて重要であることは、先の記述からも理解できよう。

## 後書き

研討会における報告に際しては、華東政法大学の徐寅講師、および北海道大学の鈴木賢教授にお世話になった。記して御礼としたい。又、本稿に付した英訳原稿に関しては、帰国後修正するため、拙学部人文学科の Steve Cother 先生の助力を得ている。これまた記して、御礼としたい。

---

11 張仁善「近代中国法律移植効用的三重阻力」(『法律翻訳と法律移植』国際学術研討会論文集、2012、11)。

## 法律近代化的三个维度

报告人：石川英昭（鹿儿岛大学）

翻译人：徐寅（华东政法大学）

修改人：石川英昭（鹿儿岛大学）

今天，请允许本人就“法律近代化”的问题，进行一个抽象的、一般性的讲演。

1、首先我想介绍一些基本概念作为此次演讲的前提：假设某国存在一种法律秩序。我们认为：在该法律秩序之中，同时存在着法律体系（Legal System）和支撑该法律体系的法律基础（Legal Base）。我们认为法律体系为实定法（Positive law）的集合体，而我所理解的法律基础则是由法律理念（Idea of law）、法律意识（legal consciousness）以及社会习惯（social custom）等所构建而成的集合体。

中国在大约二十年前就讨论过有关法律文化（Legal Culture）这一用语的定义问题，今天我想将其定义为法律体系和法律基础的总合。为使本报告简明精准，报告中出现的相关用语请参照上文给出的相关定义。

2、针对A国移植B国法律这种现象，虽然我们可以根据多种不同的状况来进行理解，但是用最为单纯的方式来表达的话，那就是A国的法律文化与B国的法律文化进行融合，进而产生新的法律文化。

即： $A(lc) + B(lc) \rightarrow C(lc)$

若将上述现象改写成本报告的相关用语的话，可以得出如下公式：

$A(ls.lb) + B(ls.lb) \rightarrow C(ls.lb)$

北海道大学的长谷川晃教授为了解析这样的事态，运用了在语言学和文化人类学等学科中被广泛使用的“克里奥尔化”（Creole）这一用语，从而开辟了一个全新的分析道路。

3、所谓法律近代化，是固有法（indigenous Law）对近代法（modern Law）进行移植并且产生全新法律文化的事态。当然，由于它们各自都存在着特有的法

律体系和法律基础，一般来说，我们可以将其表述为以下公式。

$$iL (ls.lb) + mL (ls.lb) \rightarrow new lc$$

但是，如果要称得上真正的法律近代化，仅仅是法律体系的融合还是远远不够的，我认为，接纳近代法律基础（modern Law base），尤其是接纳法之支配（法治）（the Rule of Law）和人权（the Human Right）的观念和意识才是关键所在。

4、以上述内容为前提，接下来我将阐述我所理解的法律近代化的三个维度。

#### (I) 理想型（Ideal Type）

从广义上来说，固有法的近代化过程，是两种法律体系进行融合，并由近代法律基础对其进行支撑的过程。即：

$$iL (ls.lb) + mL (ls.lb) \rightarrow new lc (new ls. mLb)$$

这个第一维度，可以认为是所谓的法律近代化的“理想型”或者“历史发展型”形态。

#### (II) 法律的战略配置（strategic allocation of laws）

$$iL (lc) + mL (lc) \rightarrow iL (lc) + mL (lc)$$

接下来继续进行介绍。第二、第三个维度，有观点认为它们是通往第一维度的节点，是一个过渡性的阶段。但是，我认为此观点不甚妥当，我将其理解为与第一个维度完全不同的独立维度。

所谓法律的战略配置，是为在一国范围之内，将固有法（文化）和近代法（文化）有意识地放在一起进行相关配置。

例如，在日本，明治以后的近代化过程中，在民法领域规定了“家长权”制度，在刑法领域规定了“尊属杀人”制度。由于这些制度在如今的日本均已被废除，虽然我们可以将其理解作为一种过渡现象，但是这些制度也有可能被战略性地留存了下来。

另外，近代法律基础中，人权被认为是一个重要的要素，尤其是作为其核心的生命、财产、思想信条的权利。然而，日本却依然保留着死刑制度，这在我看来，是对人的生命权的重大侵害。但是，就目前的状况来看，死刑制度仍然不会被废除。这样的现象虽然也能理解为上述克里奥尔化或是理想型化完成之前的过渡现象，但是根据我的判断，这只是一种战略性的配置而已。

我们需要认识到这样的现象，是固有法律文化在近代化法律文化中制造裂缝的表现，其对一国法律文化产生的影响不言而喻，我们不能对此视而不见。举例来说，这小小的裂缝，就像滴落在纸上的一滴墨水，会缓慢地开始渐渐侵蚀近代法律文化的法律基础。（如虐待子女问题等）。其中，体现这一点最为显著的便是法律近代化的第三维度。

### (III) 伪装性近代法化（disguised legal modernization）

$iL(lc) + mL(lc) \rightarrow newls(mLs). iLb$

这是指某国虽然导入了近代法律体系，表面上看起来已经实现了近代化，但是法律基础依然维持着固有法的特点。反过来表达的话，我们也可以说，虽然法律体系完成了近代化，但是近代法律基础，特别是法之支配、人权的观念和意识还没有被吸收和接纳。

以日本为例，虽然男女权利的平等以及在教育和劳动等领域人权保障的问题，在联合国被长期指摘，但是众所周知，很多日本国民并没有自觉地认识到这些问题的存在。又例如，在日本，法官（刑事）通常会因被告的社会地位而对其进行酌情考量，日本国民亦对此现象并不抱有很大的疑惑。但是在我看来，这只是封建时代“官位抵罪”现象在现代的翻版而已。此外，在日本，关于医生们或者国会和地方议员的行为，正在逐渐制定免受处罚的规则，也就是所谓的“伦理规定”。这从好的方面来考虑，可以理解成针对具有自律能力的人不需要预备刑罚。但是在我看来，这只是古代儒家“刑不上大夫”思想在现代的翻版而已。

虽然接受了近代法律体系，但是没有接纳和吸收近代法律基础这一现象非常的严峻。当然，这样的事态依然可以认为是只出现在过渡时期的暂时现象，但是，我认为这只是与第一个维度完全不同的独立维度。还有，在日本也好，在中国和韩国也好，能否让全体国民，特别是执政者接受“法之支配”和“人权”观念是极为重要，而我对此略为担忧。

如果针对这一点进行详述的话，恐怕时间将会大大超出预期，所以在这里，我想对以上内容进行一个简单的总结来结束今天的报告：我认为，法律近代化拥有三个维度，特别要指出的是，后两个维度具有独立性，并非第一维度的过渡形态。我的报告到此结束。

Song Jiang Campus, East China University of Political Science and Law, Shanghai  
29<sup>th</sup> November 2012

### The three dimensions of legal modernization

ISHIKAWA Hideaki, Kagoshima University, Japan

Today, I will give a presentation about legal modernization.

First, I will give the premise of my report today. When a nation has a legal order, that legal order is composed of a legal system (ls) and a legal base (lb). A legal system consists of positive laws. A legal base, I think, is the set composed of an idea of law, legal consciousness, and social custom etc. In China, since about 20 years ago, the concept of legal culture (lc) has been discussed. Today, I provide this term, legal culture, as the whole made up by a set of the legal system and the legal base.

The phenomenon when nation A transplants a law from nation B can be seen in different situations. But, simply speaking, these phenomena are that nation A's legal culture and nation B's legal culture assimilate into one new legal culture, that is,

$$A(lc) + B(lc) \rightarrow C(lc).$$

Or, using my terms,

$$A(ls,lb) + B(ls,lb) \rightarrow C(ls,lb).$$

In Japan, Professor Hasegawa (Hokkaido University) has coined the concept of legal creole to open up new analysis of legal transplantation.

Legal modernization is when a modern law (mL) is transplanted into an indigenous law (iL), and thus the people form a new legal culture. Both laws are composed of a legal system and a legal base. So, generally speaking,

$$iL(ls,lb) + mL(ls,lb) \rightarrow \text{new lc}$$

However, the assimilation of legal systems alone is insufficient for legal modernization. It is important for the legal base of modern law (modern law base) to be accepted, especially, the ideas of the rule of law and human rights.

I have now reached my main point, where I will speak about the three dimensions of legal modernization.

### 1. The Ideal

I think the modernization of an indigenous law (iL) is when iL and mL merge into one. But, as mentioned above, the new legal culture formed there is supported by the modern law base, that is,

$$iL(ls,lb) + mL(ls,lb) \rightarrow \text{new } lc(\text{new } ls,mLb)$$

This dimension can be regarded as the ideal or developmental model of legal modernization.

### 2. Strategic Allocation of Laws

This is described as

$$iL(lc) + mL(lc) \rightarrow iL(lc) + mL(lc).$$

This dimension can be thought of as a transitional model to a legal creole. However, I think this is a distinct dimension. A strategic allocation of laws is when both iL and mL are given similar positions intentionally.

For example, in Japan, from the Meiji Era (1868-1912), the rights of the patriarch in civil law and parricide in criminal law were set down. These prescriptions have since been repealed in Japan. So, we can think of this situation as a transitional one. But, I think that there are circumstances where they could keep have been kept. Also, the death penalty is still maintained in Japan even now. For a modern law base, human rights are very important. In particular, the rights to life, property and beliefs are central

to this. The death penalty is an invasion of human life. But, in Japan, there is little or no chance of abolishing it.

These situations can certainly also be thought of as transitional phenomena. But, I regard them as strategic allocation. This constitutes a stain on modern law culture, which cannot be disregarded, because it slowly starts to invade the base of modern law culture.

### 3. Disguised Legal Modernization

This is described as

$$iL(lc) + mL(lc) \rightarrow \text{new or modern } l_s, iL_b$$

This is when a nation transplants a modern legal system, and thus its legal culture is modernized in appearance, but an indigenous legal base is retained. Conversely speaking, the legal system is modernized, but the modern legal base, especially, the rule of law, and human rights, is not accepted.

For example, the United Nations continuously warns Japan of sex discrimination, unequal employment opportunity, and children's right abuses etc. Also, Japanese judges usually mitigate circumstances based on the accused's social status. However, I think this is the same as what used to happen in feudal times when a crime could be atoned for with official rank. Other examples in Japan are the codes of ethics often made regarding the conduct of doctors or members of a parliament. These codes have no penalty. We can take these in the sense that those who make their own rules require no penalty. I think of this as an embodiment of Confucian thought where penalties cannot be applied to the noble. People accept the modern law system, but they do not accept the modern law base. This is a very serious situation. To be sure, this can be regarded as a transitional situation. But, I think that this dimension is also distinct from first dimension. Besides, I have a pessimistic view whether people, especially, those concerned with government, accept the ideas of the rule of law or human rights in Japan, China or Korea.

I would like to speak more about this matter but do not have time to today.

Therefore, to conclude, we need to discriminate between three dimensions to study the problem of legal modernization closely. And, we have to comprehend that the 2nd and 3rd dimensions are not transitional stages of the 1st dimension. Otherwise, we would lose sight of the essence of 2nd and 3rd dimensions.

Thank you very much for your kind attention.